

令和6年8月29日開催

令和6年度
燕市農業委員会第6回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第6回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月29日（木曜日）

午後1時30分～午後1時56分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員（24名）

1 番 小川 芳秀	11 番 矢澤 実	21 番 五十嵐 博子
2 番 片桐 正敏	12 番 荻原 一郎	22 番 笹川 勇雄
3 番 和田 正春	13 番 藤田 浩介	23 番 小杉 祥子
4 番 遠藤 忠夫	14 番 長谷川 治仁	24 番 三浦 哲郎
5 番 瀬戸 一義	15 番 山浦 博	25 番 澁木 誠治
6 番 阿部 恵作	18 番 玉木 美奈子	26 番 江口 保
7 番 山田 直子	19 番 澤口 隆行	
8 番 岩野 稔	20 番 土田 喜七	
9 番 山崎 登美雄		
10 番 江辺 耕一		

4. 欠席委員

欠席 2名 16 番 金山 吉夫、17 番 府中 英則

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について

報告第12号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第26号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第29号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 30 号 燕市長所地区の農業の振興に関する計画の策定及び
燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

4 番 遠藤 忠夫 5 番 瀬戸 一義

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番 金山 吉夫委員、17 番 府中英則委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。 各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。 なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。 総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。
議 長	只今より、燕市農業委員会第 6 回総会を開会致します。 それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議長として次の 2 名を指名致します。 議席番号 4 番 遠藤 忠夫 委員及び 議席番号 5 番 瀬戸 一義 委員にお願いします。
議 長	次に、日程 3 の会長報告についてであります。 会長報告第 11 号から第 12 号を事務局に一括して報告を求めます。
事務局	会長報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」についてであります。 中間管理事業の解約であります。 受付番号 24 番 燕字割前の田、計 6 筆、6,042 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。 受付番号 25 番 燕字割前の田、計 2 筆、1,233 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、会長報告第 12 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。 受付番号 8 番 杉名字杉名、他の田畑、計 4 筆、2,518 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。

事務局	説明は以上です。
議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。 質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)
議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 26 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 26 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号 4 番 水道町四丁目の田、1 筆、367 m ² 、当初計画では工員寮を建築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅及び倉庫兼事務所を建築するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 1 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 8 月 21 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	8 月 21 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、出席委員 11 名による審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。

議 長	それでは議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 31 番 吉田宮小路字館野の畑、1 筆、580 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 2 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 2 頁をご覧ください。 現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を取得し住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 32 番 中島字大道通の畑、1 筆、49 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 2 月 25 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 3 頁をご覧ください。 現在借家住まいですが、親との同居を考え、当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 33 番 水道町四丁目の田、1 筆、367 m²、転用目的は住宅及び倉庫兼事務所。契約内容は売買、令和 7 年 1 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 4 番で説明した案件であります。 現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し住宅、及び父親の経営する電気工事会社の倉庫兼事務所を建築するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。

事務局	受付番号 34 番 秋葉町四丁目の田、1 筆、94 m²、転用目的は店舗。 契約内容は売買、令和 6 年 10 月 31 日完工予定。位置 図・土地利用計画図は、議案資料の 4 頁をご覧ください。 譲受人は当該地の隣地に住居があり、当該地を取得 し住居と接続して店舗を建設するものです。申請地 は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内 の農地であることから、農業上の土地利用との調整が 整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される ところであります。
事務局	受付番号 35 番 分水文京町の畑、1 筆、277 m²、転用目的は住宅。 契約内容は贈与、令和 6 年 11 月 6 日完工予定。位置 図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧ください。 現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭 となったため、当該地を譲り受け、住宅を建設するも のです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定 された用途地域内の農地であることから、農業上の土 地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地で あると判断されるところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会 が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い 致します。
三浦委員長	審査の結果「農地法第 5 条の規定による許可申請」5 件、異議がな かった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これよ り審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告 のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 28 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 28 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 2 番 粟生津字川原の畑、1 筆、373 m²、移転時期は令和 6 年 9 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 9 月 30 日。位置図は議案資料の 6 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 29 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 29 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。

事務局	はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号141番 米納津字八幡、他の田、計5筆、2,336㎡、設定期間は令和16年12月31日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	10年の公社借入は、2件、8筆、5,054㎡となります。
事務局	7年の集積計画であります。 受付番号143番 源八新田字一番割の田、1筆、341㎡、設定期間は令和13年11月30日までの7年になります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号80番 米納津字八幡、他の田、計8筆、5,054㎡、設定期間は令和16年12月31日までの10年であります。
事務局	7年の集積計画であります。 受付番号81番 源八新田字一番割の田、1筆、341㎡、設定期間は令和13年11月30日までの7年であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入3件、公社貸付2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 30 号「燕市長所地区の農業の振興に関する計画の策定及び燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 30 号「燕市長所地区の農業の振興に関する計画の策定及び燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。 農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。
	(農政課：説明)
事務局	説明は以上です。
議 長	事務局及び担当課より説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地の編入 1 件、除外 6 件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 28 号、第 29 号の案件につきましては、 <u>9 月 5 日</u> の告示により効力が発生する事になります。

議 長	これにて、燕市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 1 時 56 分)
-----	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 8 月 29 日

総 会 議 長 和田正春

議事録署名委員 森 藤 忠 夫

議事録署名委員 瀬 戸 一 義
